

西原町地域防災計画

資料編

西原町

目次

第4編 資料編	1
1 条例・組織関連資料	3
1-1 西原町防災会議条例	3
1-2 西原町災害対策本部条例・組織	5
1-3 西原町防災会議委員名簿	6
1-4 消防団組織	7
1-5 消防署職員及び消防団員数	8
1-6 消防署管内の現有車両台数	9
1-7 自主防災組織	10
1-8 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号一覧	11
1-9 沖縄地方非常通信協議会構成機関一覧	12
1-10 西原町における「非常電話」	13
1-11 災害救助法による救助の程度、方法及び期間	14
2 危険区域資料	20
2-1 急傾斜地崩壊危険区域	20
2-2 地すべり防止区域	20
2-3 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）	21
2-4 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）	22
2-5 地すべり危険箇所	23
2-6 土石流危険溪流箇所（Ⅰ）	24
2-7 土石流危険溪流に準ずる溪流（Ⅲ）	24
2-8 高潮、津波危険区域（海岸）	25
3 津波・地震想定関係	26
3-1 平成24年度 沖縄県津波被害想定	26
3-2 気象庁震度階級関連解説表	27
4 施設関連資料	32
4-1 避難予定所	32
4-2 避難所運営マニュアル（項目）	33
4-3 町内の医療、助産施設の状況	34
4-4 各種事業団体一覧表	35
4-5 危険物の施設一覧表	36
4-6 救命、救助器具	37
4-7 補給水源	38
4-8 給水タンク車等の保有状況	39

5 協定・様式	40
5-1 協定書一覧	40
5-2 被害状況判定基準	41
5-3 災害即報様式	44
5-4 災害報告様式	46
5-5 自衛隊派遣・撤収要請依頼書	59
5-6 避難者名簿	65
5-7 避難者カード	66
5-8 リ災者名簿	67
5-9 リ災者台帳	68
5-10 リ災証明書	69
5-11 緊急通行車両	74
5-12 公用令書	75
6 その他	77
6-1 放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱	77

第 4 編 資料編

1 条例・組織関連資料

1-1 西原町防災会議条例

○西原町防災会議条例

昭和47年5月15日

条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、西原町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 西原町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 沖縄県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (2) 町長がその部局の職員のうちから指名する者
 - (3) 教育長
 - (4) 消防長及び消防団長
 - (5) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (7) 沖縄県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、20人以内とする。
- 7 第5項第6号の委員の任期は2年とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、沖縄県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和47年5月15日から施行する。

附 則(昭和59年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 西原町災害対策本部条例・組織

○西原町災害対策本部条例

昭和59年12月17日
条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、西原町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、各班の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(委任)

第4条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、平成7年12月8日から適用する。

附 則(平成24年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

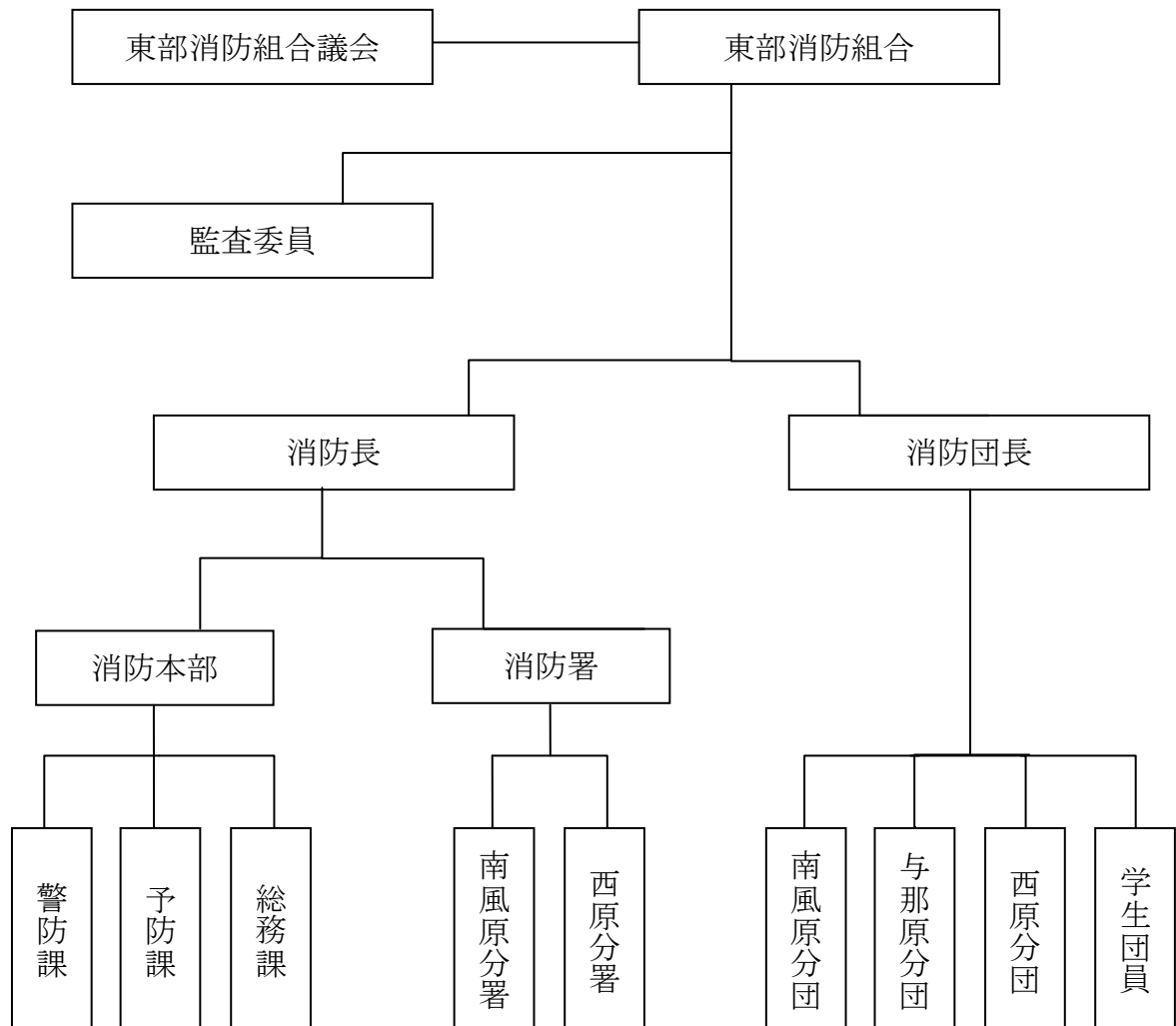
1-3 西原町防災会議委員名簿

	役職名	機 関 ・ 職 名	氏 名
1	会 長	町 長	上間 明
2	委 員	副町長	崎原 盛秀
3	〃	教育長	波平 常則
4	〃	総務部長	小橋川 明
5	〃	福祉部長	喜納 昌義
6	〃	建設部長	呉屋 勝司
7	〃	教育部長	屋良 朝則
8	〃	総務課長	新垣 洋子
9	〃	浦添警察署警備課長	古堅 宗明
10	〃	東部消防組合消防本部消防長	當山 健
11	〃	東部消防組合消防団団長	呉屋 博之
12	〃	西原町女性団体連絡協議会会長	小波津ミエ子
13	〃	西原町赤十字奉仕団委員長	城間 富子
14	〃	西原町行政区自治会長会 会長	新田 宗信
15	〃	南部国道事務所 副所長	砂川 聡
16	〃	中城海上保安部 警備救難課長	尾崎 賢一
17	〃	中部土木事務所 技術統括	伊佐 実春
18	〃	沖縄県南部福祉保健所 所長	譜久山 民子
19	〃	琉球大学工学部教授	仲座 栄三
20	〃	沖縄電力株式会社お客さま本部 那覇支店 与那原営業所 所長	野原 重信
21	〃	NTT西日本(株) 沖縄支社 設備部 サービスマネジメント部門 サービスマネジメント担当課長	仲地 均

1-4 消防団組織

東部消防組合消防本部

平成30年1月現在



1-5 消防署職員及び消防団員数

東部消防組合消防本部

平成30年1月現在

消防職員定数	121人	職員実数	119人
消防団員定員	90人	実数	68人（西原町内22人）

水槽付ポンプ車	2000リットル	4台
タンク車 動力ポンプ付水槽車	10000リットル	1台

1-6 消防署管内の現有車両台数

東部消防組合消防本部

平成30年1月現在

消防本部

	無線	名称	登録番号	登録年月日	車名等
1	与那原予防1	広報車	沖縄 800 さ 7564	H15. 10. 27	日産
2	与那原警防1	指揮車両	沖縄 800 す 3138	H22. 7. 27	トヨタ
3	与那原総務2	乗用車	沖縄 500 ら 7362	H18. 7. 14	トヨタ
4	与那原予防2	乗用車	沖縄 300 に 2379	H19. 2. 21	スバル
5	与那原総務1	指令車	沖縄 800 す 3204	H22. 8. 27	マツダ
6		事務連絡車	沖縄 501 ど 1995	H23. 11. 1	マツダ
7		乗用車	沖縄 300 ふ 459	H26. 8. 13	トヨタ

消防署

	無線	名称	登録番号	登録年月日	車名等
1	与那原救急1	救急車（高規格）	沖縄 800 す 3064	H22. 6. 22	トヨタ
2	与那原救急2	救急車（高規格）	沖縄 800 さ 772	H11. 1. 19	トヨタ
3	救急予備車	救急車（2B） 資機材搬送車	沖縄 800 さ 6146	H14. 3. 20	トヨタ
4	与那原ポンプ1	水槽付ポンプ自動車	沖縄 830 さ 1191	H19. 3. 2	日野
5	与那原支援1	指揮車両	沖縄 800 さ 9373	H17. 10. 28	マツダ
6	与那原救助1	工作車	沖縄 830 み 119	H14. 3. 12	三菱
7	与那原化学1	化学車	沖縄 88 め 1165	H8. 2. 6	三菱・森田
8	与那原梯子1	梯子付高所放水車	沖縄 88 め 1148	H7. 12. 21	日野・森田
9	与那原タンク1	小型動力ポンプ付 水槽車	沖縄 88 め 1306	H9. 2. 28	いすゞ
10	与那原輸送1	マイクロバス	沖縄 200 さ 1023	H20. 8. 28	三菱
11	与那原連絡1	連絡車	沖縄 580 き 9886	H18. 6. 29	スズキ
12	与那原水難1	積載搬送車	沖縄 800 さ 6923	H15. 1. 30	いすゞ
13	与那原積載1	資機材搬送車	沖縄 800 す 7343	H27. 12. 25	三菱
14		船舶（ジェットスキー）	第 296-22351 号	H15. 10. 7	川崎
15		船舶（救助艇）	第 296-25243 号	H24. 9. 19	アキレス
16		救助艇トレーラー	沖縄 800 る 159	H24. 9. 21	スペシャルトレーラーズ
17		ジェットトレーラー	沖縄 80 を 70	H15. 10. 3	いすゞ

南風原分署

	無線	名称	登録番号	登録年月日	車名等
1	南風原救急2	救急車（高規格）	沖縄 800 さ 7966	H16. 3. 17	トヨタ
2	南風原支援1	連絡車	沖縄 800 さ 4969	H13. 2. 27	いすゞ
3	南風原ポンプ1	水槽付ポンプ自動車	沖縄 831 ゆ 119	H26. 2. 21	三菱
4	南風原ポンプ2	水槽付ポンプ自動車	沖縄 88 め 620	H3. 12. 24	日野
5	南風原救急1	救急車（高規格）	沖縄 830 さ 9902	H27. 10. 30	トヨタ
6	小型ポンプトレーラー		沖縄を 4	H13. 2. 27	ELLEBI

西原出張所

	無線	名称	登録番号	登録年月日	車名等
1	与那原救急3	救急車(高規格)	沖縄800さ8792	H17.3.2	トヨタ
2	西原支援1	連絡車	沖縄830さ1190	H26.2.13	トヨタ
3	西原ポンプ1	水槽付ポンプ自動車	沖縄830ぬ119	H13.3.23	日野・森田
4	西原原液1	泡原液搬送車	沖縄88め1161	H8.1.30	いすゞ・森田
5	西原救急1	救急車(高規格)	沖縄800す3064	H22.6.22	トヨタ
6		小型ポンプトレーラー	沖縄480を44	H26.3.19	

1-7 自主防災組織

平成30年3月現在

No.	自主防災組織名	結成年月	活動拠点場所
1	西原台地自主防災会	平成24年4月	西原台団地
2	平園区自主防犯・防災組織	平成26年4月	平園ハイツ
3	小波津団地災害対策委員会	平成26年5月	小波津団地
4	兼久区自主防犯・防災組織	平成27年3月	兼久
5	幸地ハイツ自治会自主防犯・防災組織	平成27年3月	幸地ハイツ
6	小波津区自主防犯・防災組織	平成27年4月	小波津
7	千原自治会自主防犯・防災組織	平成27年5月	千原
8	坂田区自主防犯・防災組織	平成27年11月	坂田ハイツ
9	呉屋自治会自主防災組織	平成28年5月	呉屋
10	池田区自主防災組織	平成28年5月	池田
11	美咲区自主防犯・防災組織	平成29年4月	美咲
12	森川区自主防災会規約	平成29年6月	森川

1-8 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号一覧

※沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号簿（沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運営協議会 作成）を参照

1-9 沖縄地方非常通信協議会構成機関一覧

構成機関名	
沖縄県	(株) いとまんコミュニティーエフエム放送
沖縄県警察本部	(株) エフエム二十一
沖縄気象台	(株) FMコザ
内閣府沖縄総合事務局	FM琉球 (株)
第十一管区海上保安本部	(株) 沖縄タイムス社
九州管区警察局沖縄県情報通信部	(株) 琉球新報社
陸上自衛隊第15旅団	沖縄電力 (株)
那覇地方検察庁	電源開発 (株) 西地域流通システムセンター福岡流通事業所
総務省沖縄総合通信事務所	全日本空輸 (株) 沖縄空港支店
日本赤十字社沖縄県支部	日本トランスオーシャン航空 (株)
日本銀行那覇支店	琉球海運 (株)
(株) NTT西日本沖縄支店	(株) 興洋電子
(株) NTTドコモ九州支社ネットワーク部	(株) 沖電子
沖縄セルラー電話 (株)	沖縄南部タクシー協同組合
KDDI (株) 那覇テクニカルセンター	沖縄乗用自動車事業協同組合
ソフトバンク (株)	那覇個人タクシー事業協同組合
ソフトバンクテレコム (株) 九州ネットワークセンター	(社) 沖縄県漁業無線協会
NHK沖縄放送局	(社) 沖縄総合無線センター
琉球放送 (株)	(財) 移動無線センター関東センター沖縄事務所
沖縄テレビ放送 (株)	(社) 全国陸上無線協会沖縄支部
琉球朝日放送 (株)	(社) 日本アマチュア無線連盟沖縄県支部
(株) ラジオ沖縄	(株) FMよみたん
(株) エフエム沖縄	沖縄ラジオ (株)
宮古テレビ (株)	(株) FMとよみ
(有) 石垣コミュニティーエフエム	(株) エフエムやんばる
(株) FMうるま	(株) FMしまじり
(株) クレスト (エフエムにらい)	デルタ電気工業 (株) (ぎのわんシティFM)
(株) エフエムみやこ	南西石油 (株)
FM久米島 (株)	那覇港管理組合
沖縄ガス (株)	(社) 沖縄県建設業協会
(社) 沖縄県高圧ガス保安協会	(社) 沖縄県トラック協会
株式会社リウデン	

※市町村を除く

1-10 西原町における「非常電話」

No.	設置場所	電話番号
1	総務部 総務課	098-945-5011
2	総務部 企画財政課	098-945-4533／098-945-5031
3	総務部 生活環境安全課	098-945-5018
4	総務部 税務課	098-945-4729
5	総務部 町民課	098-945-5012
6	福祉部 こども課	098-945-5311
7	福祉部 健康支援課	098-945-4791／098-945-5013
8	福祉部 福祉保険課	098-911-9163
9	建設部 土木課	098-945-4415
10	建設部 都市整備課	098-945-4496／098-945-5041／098-945-5029
11	建設部 産業観光課	098-945-4540
12	建設部 上下水道課	098-945-4934／098-945-4879
13	会計管理者 会計課	098-945-5193
14	教育部 教育総務課	098-945-3655／098-945-5039
15	西原町学校給食共同調理場	098-945-4935
16	教育部 生涯学習課	098-945-5036
17	議会事務局	098-945-5122

1-11 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
1	避難所の供与	<p>(1) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。</p> <p>(2) 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。</p> <p>(3) 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所を設置した場合、当該特別な配慮のために必要となる当該地域における通常の実費を加算できるものとする。</p> <p>(基本額) 避難所設置費 100人1日当たり300円</p> <p>(加算額) 冬期（10月～3月）の燃料費 別に定める額</p> <p>(4) 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>
2	応急仮設住宅の供与	<p>(1) 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者を収容するものとする。</p> <p>(2) 応急仮設住宅の一戸当たりの規模は、29.7㎡を基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,401,000円以内とする。</p> <p>(3) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設定した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は(2)の規定にかかわらず別に定める。</p> <p>(4) 高齢者であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利湯緒しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を応急仮設住宅として設置できる。この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。</p> <p>(5) 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。</p> <p>(6) 応急仮設住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。</p> <p>(7) 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項による期限内（最高2年以内）とする。</p>
3	たき出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	<p>(1) たき出しその他による食品の給与</p> <p>ア たき出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住宅に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行うものとする。</p> <p>イ たき出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。</p> <p>ウ たき出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,010円以</p>

救助の種類		救助の程度、方法及び期間																														
		<p>内とする。</p> <p>エ たき出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に3日分以内を現物により支給することができるものとする。</p> <p>(2) 飲料水の供給</p> <p>ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。</p> <p>イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>																														
4	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。</p> <p>ア 被服、寝具及び身のまわり品</p> <p>イ 日用品</p> <p>ウ 炊事用具及び食器</p> <p>エ 光熱材料</p> <p>(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次の額の範囲内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。</p>																														
		<p>ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>期間</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人を増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>4月～9月</td> <td>17,200円</td> <td>22,200円</td> <td>32,700円</td> <td>39,200円</td> <td>49,700円</td> <td>7,300円</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>10月～3月</td> <td>28,500円</td> <td>36,900円</td> <td>51,400円</td> <td>60,200円</td> <td>75,700円</td> <td>10,400円</td> </tr> </tbody> </table>							季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額	夏季	4月～9月	17,200円	22,200円	32,700円	39,200円	49,700円	7,300円	冬季	10月～3月	28,500円	36,900円	51,400円	60,200円	75,700円	10,400円
季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額																									
夏季	4月～9月	17,200円	22,200円	32,700円	39,200円	49,700円	7,300円																									
冬季	10月～3月	28,500円	36,900円	51,400円	60,200円	75,700円	10,400円																									
		<p>イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により被害を受けた世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>期間</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人を増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>4月～9月</td> <td>5,600円</td> <td>7,600円</td> <td>11,400円</td> <td>13,800円</td> <td>17,400円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>10月～3月</td> <td>9,100円</td> <td>12,000円</td> <td>16,800円</td> <td>19,900円</td> <td>25,300円</td> <td>3,300円</td> </tr> </tbody> </table>							季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額	夏季	4月～9月	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,400円	2,400円	冬季	10月～3月	9,100円	12,000円	16,800円	19,900円	25,300円	3,300円
季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額																									
夏季	4月～9月	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,400円	2,400円																									
冬季	10月～3月	9,100円	12,000円	16,800円	19,900円	25,300円	3,300円																									
		<p>(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>																														
5	医療及び助産	<p>(1) 医療</p> <p>ア 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。</p>																														

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
		<p>イ 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができるものとする。</p> <p>ウ 医療は、次の範囲内にて行う。</p> <p>（ア）診療 （イ）薬剤又は治療材料の支給 （ウ）処置、手術その他の治療及び施術 （エ）病院又は診療所への収容 （オ）看護</p> <p>エ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。</p> <p>オ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。</p> <p>(2) 助産</p> <p>ア 助産は災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失つたものに対して行うものとする。</p> <p>イ 助産は、次の範囲内において行う。</p> <p>（ア）分べんの介助 （イ）分べん前及び分べん後の処置 （ウ）脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>ウ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の2割引以内の額とする。</p> <p>エ 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。</p>
6	災害にかかった者の救出	<p>(1) 災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明状態にある者を捜索し、救出するものとする。</p> <p>(2) 災害にかかった者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 災害にかかった者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とする。</p>
7	災害にかかった住宅の応急修理	<p>(1) 災害にかかった住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり520,000円以内とする。</p> <p>(3) 災害にかかった住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。</p>
8	生業に必要な資金の貸与	<p>(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失つた世帯に対して行うものとする。</p> <p>(2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みの確実な具体的</p>

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
		<p>事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。</p> <p>(3) 生業に必要な資金の貸与として貸し付けることができる金額は、次の額の範囲内とする。</p> <p>ア 生業費 1件当たり 30,000円 イ 就職支度金 1件当たり 15,000円</p> <p>(4) 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付するものとする。</p> <p>ア 貸与期間 2年以内 イ 利子 無利子 ウ 保証人 貸与を受ける者と連帯して債務を負担する者1人以上</p> <p>(5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。</p>
9	学用品の給与	<p>(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。</p> <p>(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。</p> <p>ア 教科書 イ 文房具 ウ 通学用品</p> <p>(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>ア 教科書代 （ア） 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 （イ） 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>イ 文房具及び通学用品費 小学校児童 1人当たり 4,100円 中学校生徒 1人当たり 4,400円 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円</p> <p>(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1箇月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。</p>
10	埋 葬	<p>(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。</p> <p>(2) 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。</p> <p>ア 棺（付属品を含む。） イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） ウ 骨つぼ及び骨箱</p> <p>(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人 201,000円、小人 160,800円以内とする。</p>

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
		(4) 埋葬は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。
11	死体の捜索	<p>(1) 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 死体の捜索は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。</p>
12	死体の処理	<p>(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。</p> <p>(2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。 ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 イ 死体の一時保存 ウ 検案</p> <p>(3) 検案は、原則として救護班によって行う。</p> <p>(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。 ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1 体当たり 3,300 円以内とする。 イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあっては当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合にあっては 1 体当たり 5,000 円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できるものとする。 ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。</p> <p>(5) 死体の処理は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。</p>
13	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去	<p>(1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、1 世帯当たり 133,900 円以内とする。</p> <p>(3) 障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。</p>
14	応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	<p>(1) 応急救助のため輸送費及び人夫賃として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。 ア 被災者の避難 イ 医療及び助産 ウ 災害にかかった者の救出 エ 飲料水の供給 オ 死体の捜索 カ 死体の処理 キ 救済用物資の整理配分</p> <p>(2) 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。</p>

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
		(3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

2 危険区域資料

下記の図面上での場所の確認は、沖縄県公開用地図情報システム (<http://www.pref.okinawa.jp/gis/>) で確認できる。

2-1 急傾斜地崩壊危険区域

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条による区域)

番号	土木事務所	指定区域(位置)		面積 (a)	地形			被害対象		指定年月日	指定告示 番号
		市町村	箇所名		傾斜角度	長さ(m)	高さ(m)	人家(戸)			
25	中部土木事務所	西原町	棚原	40.44	50	120	19	5		昭和 59. 12. 11	第 1002 号
26		西原町	小橋川	181.7	30~42	13~44	7~25	16		平成 15. 8. 29	第 641 号

資料：平成 29 年度沖縄県水防計画

2-2 地すべり防止区域

(地すべり等防止法第三条による区域)

番号	土木事務所	指定区域(位置)		面積 (a)	被害対象	指定年月日	指定告示 番号
		市町村	箇所名				
11	中部土木事務所	西原町	池田	7.82	人家 2、県道 385m、耕地 2.36ha	昭和 63. 12. 19	第 2163 号
12		西原町	津花波	5.43	人家 32、耕地 2.46ha、道路 701m	平成 7. 7. 24	第 1396 号

資料：平成 29 年度沖縄県水防計画

2-3 急傾斜地崩壊危険箇所（I）

番号	所轄土木 事務所等名	水防管 理 団体名	箇所番号	箇所名	位置			地形			保全対象			急傾斜地 崩壊危険 区域の指 定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進 に関する法律による指定区域					
					市町村	大字	小字	傾斜 (度)	延長 (m)	高さ (m)	人家 (戸)	公共的 建物	公共施設		箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		
																指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
161	中部土木 事務所	西原町	I-174	西原 内間	西原町	内間	照佐富	35	170	19.4	12			県道 (140m) 道路 (140m)	無	西原 内間	H26.11.7	第569号		
162	"	西原町	I-175	与那川	西原町	小橋川	与那川	30	320	20.0	28			道路 (155m)	無	与那川	H26.11.7	第569号		
163	"	西原町	I-176	鏡見謝	西原町	津花波	鏡見謝	66	300	11.5	22			道路 (255m)	無	鏡見謝	H26.11.7	第569号		
164	"	西原町	I-177	呉屋	西原町	呉屋	呉屋	50	225	22.0	10			町道 (135m) 道路 (55m)	無	呉屋	H20.10.3	第598号		
165	"	西原町	I-178	棚原	西原町	棚原	浅原	43	100	18.6	1	教会	1	道路 (15m)	S59.12.11					
380	"	西原町	I-399	西原翁 長(5)	西原町	翁長	東原	30	78	16.0	5			町道 (65m) 道路 (30m)	無	西原翁長(5)	H20.10.3	第597号		
381	"	西原町	I-400	西原翁 長(4)	西原町	翁長	後原	43	98	11.7	5				無	西原翁長(4)	H20.10.3	第598号		
382	"	西原町	I-401	幸地(2)	西原町	幸地	下千増	39	100	9.0	37			町道 (85m)	無	幸地(2)	H27.3.13	第168号		
444	"	西原町	I-810	棚原(2)	西原町	棚原	白河	44	100	12.6	5			県道 (40m)	無	棚原(2)	H21.5.1	第289号		

資料：平成29年度沖縄県水防計画

2-4 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位置			地形			保全対象		急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域				
					市町村	大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共施設		箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
															指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
690	中部土木事務所	西原町	Ⅱ-225	小那覇	西原町	掛保久	後原	153	41	11.0	1	町道(130m)	無	小那覇	H26.11.7	第569号		
691	"	西原町	Ⅱ-226	西原翁長(1)	西原町	翁長	運堂原	52	33	14.7	4	道路(45m)	無	西原翁長(1)	H20.10.3	第597号		
692	"	西原町	Ⅱ-227	西原翁長(2)	西原町	翁長	河良田	30	49	6.0	1	町道(30m)	無	西原翁長(2)	H20.10.3	第597号		
693	"	西原町	Ⅱ-228	西原翁長(3)	西原町	翁長	翁長	118	45	12.3	3	県道(10m) 企業局ポンプ場(1)	無	西原翁長(3)	H20.10.3	第597号		

資料：平成29年度沖縄県水防計画

2-5 地すべり危険箇所

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	区域名	位置		面積 (ha)	地すべり指定地の 有無	区域内の保全対象				土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進 に関する法律による指定区域				
				市町村	大字名			河川への 影響(m ³)	人家 (戸)	耕地 (ha)	公共的建物施設 の種類及び数	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
													指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
29	中部土木事務所	西原町	上原	西原町	上原	108.9	無		102	8.4	県道 1980m、 町道 710m、 公館 1、 病院 1、 消学 1	上原	H26.11.7	第 569 号		
30	"	西原町	幸地	西原町	幸地	59.6	無	9,600	290	23.1	高速 1260m、 県道 840m、 町道 970m、 公館 1	幸地	H27.3.13	第 168 号		
31	"	西原町	小橋川	西原町	津花波・内間	103.7	無		282	7.4	国道 480m、 町道 6840m、 公館 1	小橋川	H26.11.7	第 569 号		
32	"	西原町	池田 1	西原町	池田	11.1	有		3	1.6	県道 350m	池田(1)	H26.11.7	第 569 号		
33	"	西原町	池田 2	西原町	池田	12.2	無		1	1.0	高速 370m、 県道 330m、 町道 350m	池田(2)	H26.11.7	第 569 号		
34	"	西原町	桃原	西原町	桃原	23.6	無		52	9.2	町道 1960m、 公館 1	桃原	H26.11.7	第 569 号		
35	"	西原町	我謝	西原町	我謝	30.9	無		102	21.0	町道 2320m、 公園 1	我謝	H26.11.7	第 569 号		
63	"	与那原町	与原	与那原町	与原	74.1	無		184	3.0	町道 1200m、 学校 1、 幼稚園 2、 給食センタ 1	与原	H26.11.7	第 586 号		

資料：平成 29 年度沖縄県水防計画

※「63」は与那原町だが、一部西原町字桃原・我謝を含む

2-6 土石流危険渓流箇所（Ⅰ）

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地			流域概要			保全対象		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域				
							群・市	町・村	字	渓流長(km)	流域面積(k m ²)	平均渓床勾配(°)	人家戸数(戸)	公共施設等	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
																指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
134	中部土木事務所	西原町	329-A30-07	兼久川		兼久川	中頭郡	西原町	桃原	0.28	0.15	7	31	桃原構造改善センター	桃原 329-A30-07	H26.11.7	第569号		

資料：平成29年度沖縄県水防計画

2-7 土石流危険渓流に準ずる渓流（Ⅲ）

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地			流域概要			保全対象		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域				
							群・市	町・村	字	渓流長(km)	流域面積(k m ²)	平均渓床勾配(°)	人家戸数(戸)	公共施設等	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
																指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
18	中部土木事務所	西原町	329-C30-19				中頭郡	西原町	呉屋	0.35	0.08	9	—	—	呉屋 329-C30-19	H26.11.7	第569号		

資料：平成29年度沖縄県水防計画

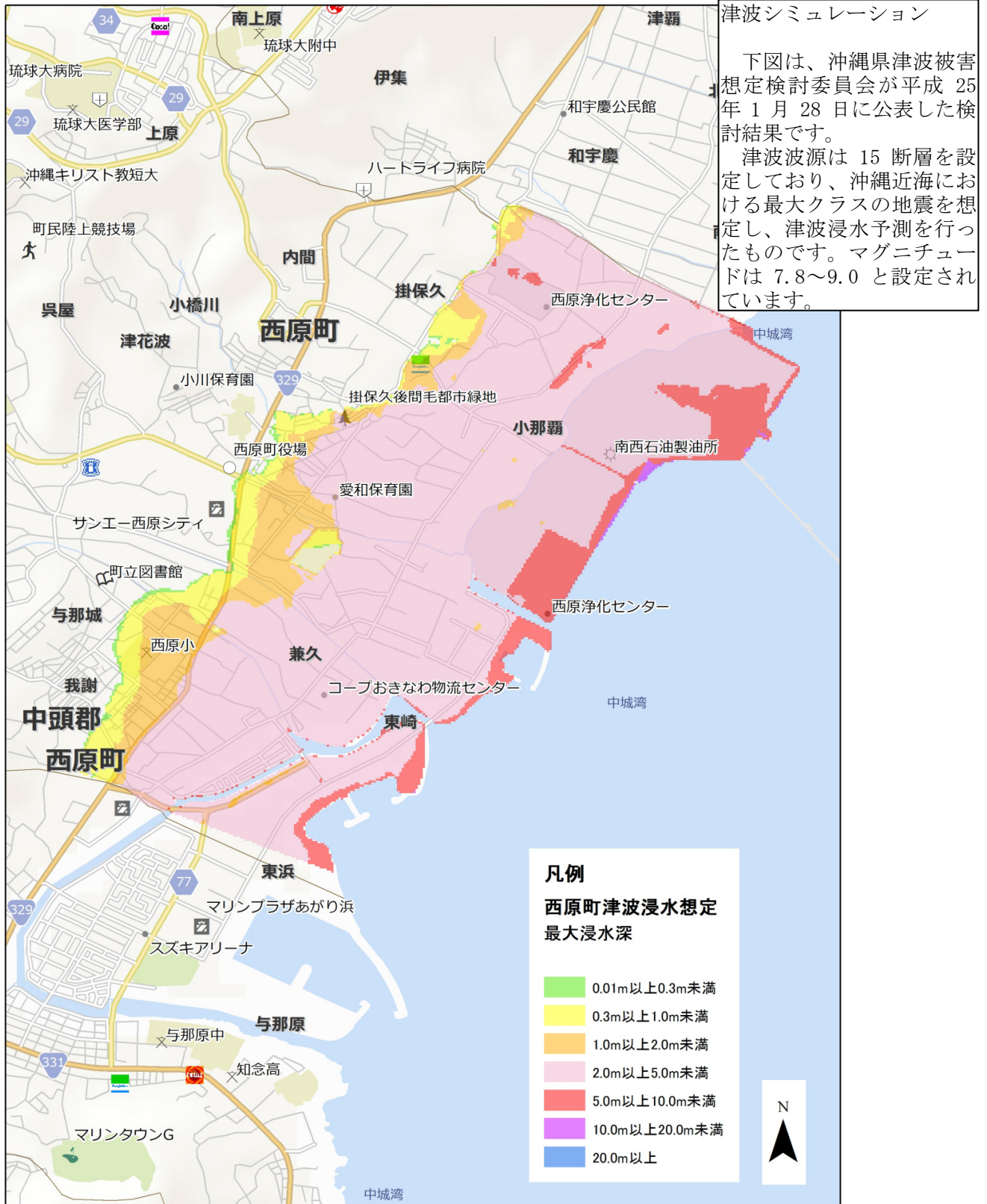
2-8 高潮、津波危険区域（海岸）

番号	所轄	水系名	河川名	指定区間	指定延長	流域面積	指定年月日
48	中部土木事務所	牧港川	宇地泊川	左岸 中城村字南上原葦山原 858 番地先から牧港川合流点に至る	6,000m	8.05km ²	昭和47年 5月6日 昭和51年 9月20日 変更
				右岸 西原町字千原道田原 96 番地の1地先から牧港合流点に至る			
49		小波津川	小波津川	左岸 西原町字池田東佐明 350 番 1 地先から海に至る	4,000m	3.76km ²	平成14年 2月26日
				右岸 西原町字池田東佐明 353 番地 2 から海に至る			

資料：平成29年沖縄県水防計画

3 津波・地震想定関係

3-1 平成24年度 沖縄県津波被害想定



3-2 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができな い。 揺れにほんろうされ、動くこ ともできず、飛ばされること もある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

度級 震階	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ画亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多い。 傾くものや、倒れるものが多い。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

度級 震階	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

度級 震階	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることもある。

4 施設関連資料

4-1 避難予定所

番号	場 所	所在地	電 話 番 号	避難対象区域
1	西原南小学校	字安室 123-2	9 4 6 - 5 5 0 0	当該校区
2	西原小学校	字与那城 341	9 4 5 - 2 4 0 2	当該校区
3	西原町中央公民館	字与那城 124	9 4 5 - 3 6 5 7	各校区の避難所より当該場所が近い区域
4	西原東中学校	字小那覇 308-1	9 4 6 - 2 6 2 6	当該校区
5	西原東小学校	字嘉手苺 90	9 4 5 - 1 3 8 4	当該校区
6	西原中学校	字翁長 239	9 4 5 - 5 2 0 2	当該校区
7	坂田小学校	字翁長 658	9 4 5 - 5 2 2 2	当該校区
8	西原運動公園	字翁長 956	9 4 5 - 8 0 9 5	各校区の避難所より当該場所が近い区域
9	西原町町民交流センター	字与那城 140-1	9 4 5 - 5 0 1 1	各校区の避難所より当該場所が近い区域

4-2 避難所運営マニュアル（項目）

1. 避難所運営の手順
2. 避難所開設後の対応
 - (1) 収容避難所開設直後の対応
 - ① 校長等（施設管理者）の役割
 - ② 避難所開設・運営支援班としての役割
 - (2) 避難収容長期化への対応
 - ① 校長等（施設管理者）の役割
 - ② 避難所開設・運営支援班としての役割
3. 避難所運営委員会の設置（避難者で構成する自主運営組織）
4. 授業再開に向けた対応マニュアル
5. 情報連絡体制
6. 教育部の災害時の組織及び任務

4-3 町内の医療、助産施設の状況

■ 医療機関一覧

名 称	所在地	電話
琉球大学医学部付属病	沖縄県中頭郡西原町字上原 207	098-946-2833
アドベンチストメディカルセンター	沖縄県中頭郡西原町字幸地 868	098-946-2833
しらかわ内科医院	沖縄県中頭郡西原町字棚原 248-1	098-944-3550
とうま内科医院	沖縄県中頭郡西原町字幸地 972	098-946-3799
城間医院	沖縄県中頭郡西原町字翁長 240-7	098-945-4551
儀間クリニック	沖縄県中頭郡西原町字翁長 410-1	098-946-6726
あいわクリニック	沖縄県中頭郡西原町字池田 766-2	098-946-5558
玄米クリニック	沖縄県中頭郡西原町字翁長 834	098-944-6663
幸地クリニック	沖縄県中頭郡西原町字幸地 973	098-944-4165
にしはら耳鼻咽喉科	沖縄県中頭郡西原町字小波津 3-6	098-944-1055
しんざと内科	沖縄県中頭郡西原町字小波津 3-5	098-946-5500
にしはら皮膚科	沖縄県中頭郡西原町字小波津 3-5	098-946-0112
しろま眼科クリニック	沖縄県中頭郡西原町字小橋川 154-13	098-944-1001
のびのび整形外科医院	沖縄県中頭郡西原町字棚原 240-1	098-946-5717
SAKU整形クリニック	沖縄県中頭郡西原町字小波津 3-5	098-882-0001
太田小児科医院	沖縄県中頭郡西原町字小橋川 164-1	098-946-5081
ハートライフクリニック	沖縄県中頭郡西原町字掛保久 288	098-882-0810
ゆいゆい内科クリニック	沖縄県中頭郡西原町字我謝 786-11	098-946-0055
いちょう内科あしとみ	沖縄県中頭郡西原町字内間 345-2	098-944-4444
ハートライフ病院（中城村）	沖縄県中頭郡中城村字伊集 208	098-895-3255
与那原中央病院（与那原町）	沖縄県島尻郡与那原町字与那原 2905	098-945-8101

資料:西原町近辺の医療機関(医科)マップ

4-4 各種事業団体一覧表

No.	名称	所在地	電話
1	沖縄県農業協同組合西原支店	西原町字嘉手苺 1 1 3	098-945-5225
2	沖縄県農業協同組合西原支店与那城出張所	西原町与那城 2 4 9	098-945-2511
3	沖縄県農業協同組合西原支店坂田出張所	西原町翁長 5 3 7-3	098-945-4453
4	与那原・西原町漁業協同組合	与那原町板良敷 7 4 2	098-945-9806
5	西原町商工会	西原町字小橋川 1 - 5	098-945-6136
6	西原町管工事協同組合	西原町字小那覇 1064	098-946-2944
7	西原町建設協力会	西原町字小那覇 1241	098-944-5728
8	西原町設計監理協力会	西原町字小波津 233-16	098-946-5066
9	西原緑の会	西原町字津花波 127	098-946-2424
10	西原町電設協力会	西原町字与那城 277-9	098-945-2875

4-5 危険物の施設一覧表

■ 危険物施設の立地状況 (平成28年度)

施設別 数量別	製造所	貯蔵所								取扱所				合計		
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	一般取扱所	販売取扱所			移送取扱所	小計
												第1種	第2種			
計	0	9	63	1	11	1	154	6	245	15	22	0	0	1	38	283
5倍以下	0	3	6	1	3	1	40	1	55	1	6	0	0	0	7	62
5倍をこえ 10倍以下	0	3	6	0	1	0	14	4	28	4	2	0	0	0	6	34
10倍をこえ 50倍以下	0	2	10	0	5	0	21	1	39	1	7	0	0	0	8	47
50倍をこえ 100倍以下	0	0	5	0	1	0	76	0	82	0	2	0	0	0	2	84
100倍をこえ 150倍以下	0	1	2	0	1	0	3	0	7	0	0	0	0	0	0	7
150倍をこえ 200倍以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4	4
200倍をこえ 1,000倍以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	5	5
1,000倍をこえ 5,000倍以下	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
5,000倍をこえ 10,000倍以下	0	0	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	7

4-6 救命、救助器具

平成30年1月末日現在

署所配置車両	種別 配置車両	空気呼吸器	空気ボンベ	耐熱服	放射線防護服	化学防護服	エンジンカッター	空気切断機	可搬ウインチ	ガス溶断機	ガス検知器	緩降器	救命索発射銃	救命浮環	安全帯	空気式救助マット	油圧ジャッキ	油圧切断機	大型油圧スプレッター	水流駆動式高発砲器	携帯発電機	鉄線カッター	ハンマードリル・削岩機	マンホール救助器具	マット型空気ジャッキ	
本部・署	与那原予防1																									
	与那原救急1					3								1								1				
	与那原救急2					3								1								1				
	救急予備車																									
	与那原ポンプ1	4	10				1				2										1	1				
	与那原支援1																									
	与那原救助1	4	10			9	1	2	1	1	2		1	1	4	1	2	1	1		1	1		1	1	
	与那原化学1																				1					
	与那原梯子1	4	9									1			3							1				
	与那原警防1																									
	与那原タンク1	1	1																							
	与那原総務2																									
	与那原予防2																									
	与那原総務1																									
	与那原輸送1																									
	与那原連絡1																									
	与那原水難1														7											
	与那原積載1																					1				
	救助艇														1											
	救助艇トレーラー																									
	ジェットスキー																									
	ジェットトレーラー																									
	消防署・庁舎内保管		46	4	3	4			1													1		3		
南風原	南風原救急1													1								1				
	南風原救急2													1								1				
	南風原支援1																									
	南風原ポンプ1	4	4				1			1											2	1				
	南風原ポンプ2	2	8																		1	1				
	小型ポンプトレーラー																									
	分署・庁舎内保管		6		3	9																				
西原	西原救急1													1								1				
	与那原救急3													1								1				
	西原支援1																									
	西原ポンプ1	4	10				1			1											1	1				
	西原原液1	2	2																							
	小型ポンプトレーラー																									
分署・庁舎内保管		6			8																					
合計		25	112	6	6	36	4	2	2	1	6	1	1	15	7	1	2	1	1	1	9	11	3	1	1	

4-7 補給水源

平成25年3月末日現在

水源	種類	施設名	位置	有効容量	滞留時間
上下水道課	浄水	棚原配水池	字棚原 144-2 番地	$V=1,500 \text{ m}^3$	12.9 時間
		幸地配水池	字幸地 851 番地	$V=700 \text{ m}^3$	7.0 時間
		桃原配水池	字桃原	$V=2,500 \text{ m}^3$	17.7 時間
		上原配水池	字上原 245-2 番地	$V=1,500 \text{ m}^3$	12.2 時間
		内間配水池	字内間 199 番地	$V=2,000 \text{ m}^3$	17.7 時間

4-8 給水タンク車等の保有状況

平成30年1月現在

種 別	能力 (容量ℓ)	保有台数	所 管	備考
水槽付ポンプ車	2,000	1	東部消防組合消防署	
動力ポンプ付水槽車	10,000	1		
水槽付ポンプ車	2,000	1	東部消防組合消防署 西原分署	
水槽付ポンプ車	2,000	4	東部消防組合消防署 南風原分署	

5 協定・様式

5-1 協定書一覧

平成26年1月末日現在

協定先	協定年月日
中城海上保安部（業務協定）	昭和22年2月19日
西日本高速道路株式会社（沖縄自動車道）	昭和62年9月1日
西日本高速道路株式会社（那覇空港自動車道）	平成12年6月28日 平成15年4月26日
県下全市町村及び組合消防（沖縄県消防相互応援協定）	平成17年7月5日
災害時における協力支援に関する協定書（株式会社 サンエー）	平成19年12月10日
災害時における西原町の災害応急対策活動の支援協力に関する協定（西原町建設協力会）	平成24年11月15日
災害時における福祉避難所としての使用に関する協定（社会福祉法人西原町社会福祉協議会）	平成25年12月16日
災害時における福祉避難所としての使用に関する協定（社会福祉法人がじゅまる会介護老人福祉施設守礼の里）	平成25年12月16日
災害時における福祉避難所としての使用に関する協定（医療法人福寿会介護老人保健施設西原敬愛園）	平成25年12月16日
災害時における福祉避難所としての使用に関する協定（医療法人愛和会介護老人保健施設池田苑）	平成25年12月16日
浦添市・西原町災害時相互応援協定（浦添市）	平成26年1月21日
那覇市・西原町災害時相互応援協定（那覇市）	平成26年2月6日
災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）	平成26年2月28日
西原町危機発生時の支援活動に関する協定（西原町商工会）	平成26年5月16日
災害時の情報交換及び応援に関する協定（内閣府沖縄総合事務局）	平成26年9月17日

5-2 被害状況判定基準

被害区分		判定基準
一 人 的 被 害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。
二 住 家 の 被 害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で1つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟でなくとも、同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）は、同一棟と見なす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したものの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので具体的には損壊部分はその住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
三 非 住 家	非住家	住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

被害	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
四田畑の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため耕作が不能になったものとする。
	畑の流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑の冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
五その他の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法（昭和23年法律第205号）第1条に規定する患者20人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床上その他の施設もしくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	水道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	崖くずれ	山崩れ及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	船舶被害	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	通信被害	災害により通話不能になった電話の回線数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
公立文教施設	公共の文教施設とする。	
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用	

	施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象になる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

5-3 災害即報様式

災害即報様式第1号

災 害 概 況 即 報

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

災害名 (第 報)

災 害 の 概 況	発生場所				発生日時	年 月 日 時 分
被 害 の 状 況	死傷者	死 傷 人	不 明 人	住 家	全 壊 棟	一部破損 棟
		負傷者 人	計 人		班 壊 棟	床上浸水 棟
<p style="text-align: center;">*住家について、激甚被災地は倒壊家屋数の報告でよしとする。</p>						
被害集中地域 …						
応 急 対 策 の 状 況						

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。）

災害即報様式第2号

被害状況即報

市町村名		区分		被害		
災害名 報告番号	災害名 第 報 (月 日 時現在)		その 田 畑 の 文 教 施 設 病 院 道 路 橋 り よ う 河 川 港 湾 砂 防 清 掃 施 設 崖 く ず れ 鉄 道 不 通 被 害 船 舶 水 道 電 話 電 気 ガ ス ブ ロ ッ ク 塀 等	流失・埋没	ha	
				冠水	ha	
報告者名				流失・埋没	ha	
区分		被害		冠水	ha	
人的被害	死者	人		文教施設	箇	
	行方不明者	人		病院	箇	
	負傷者	重傷	人		道路	箇
		軽傷	人		橋りょう	箇
住家被害	全壊	棟		河川	箇	
		世		港湾	箇	
		人		砂防	箇	
	半壊	棟		清掃施設	箇	
		世		崖くずれ	箇	
		人		鉄道不通	箇	
	一部破損	棟		被害船舶	隻	
		世		水道	戸	
		人		電話	回	
	床上浸水	棟		電気	戸	
世			ガス	戸		
人			ブロック塀等	箇		
床下浸水	棟					
	世		り災世帯数	世		
	人		り災者数	人		
非住家	公共建物	棟		建物	件	
	その他	棟		危険物	件	
				その他	件	

区分		被害		災害 対 策 本 部 設 置 ・ 措 置 状 況	1.設置年月日時分 2.廃止年月日時分 3.避難状況 4.応援要請の概要 5.応急措置の概要 6.救助活動の概要 7.その他の措置	
公立文教施設	千円					
農林水産業施設	千円					
公共土木施設	千円					
その他の公共施設	千円					
小計	千円					
その他	農産被害	千円				
	林産被害	千円				
	畜産被害	千円				
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
その他	千円			災害救助法の適用	有・無	
被害総額	千円			消防職員出動延人数	人	
備考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況				消防団員出動延人数	人

注1 被害額は省略できるものとする。

注2 119番通報の件数は10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

5-4 災害報告様式
災害確定報告

災害報告様式第1号

市町村名		区分		被害	
災害名 ・ 確定年月日	災害名		そ の 他	流失・埋没	ha
	月 日 時確定			冠水	ha
報告者名			の	流失・埋没	ha
				冠水	ha
区分	被害		他	文教施設	箇
				病院	箇
人的被害	死者	人	の	道路	箇
	行方不明者	人		橋りょう	箇
負傷者	重傷	人	の	河川	箇
	軽傷	人		港湾	箇
住家被害	全壊	棟	の	砂防	箇
		世		清掃施設	箇
半壊	棟	の	他	崖くずれ	箇
	世			鉄道不通	箇
一部破損	棟	の	の	被害船舶	隻
	世			水道	戸
床上浸水	棟	の	の	電話	回
	世			電気	戸
床下浸水	棟	の	の	ガス	戸
	世			ブロック塀等	箇
非住家	公共建物	棟	の	り災世帯数	世
		その他		棟	り災者数
その他	棟	の	の	建物	件
				危険物	件
				その他	件

区分		被害		災害対策本部設置・措置状況	
公立文教施設	千円			1.設置年月日時分	
農林水産業施設	千円			2.廃止年月日時分	
公共土木施設	千円			3.避難状況	
その他の公共施設	千円			4.応援要請の概要	
小計	千円			5.応急措置の概要	
農産被害	千円			6.救助活動の概要	
	千円			7.その他の措置	
林産被害	千円			災害救助法の適用	
	千円			有・無	
畜産被害	千円			消防職員出動延人数	人
	千円			消防団員出動延人数	人
水産被害	千円			備考	
	千円			災害発生場所	
商工被害	千円			災害発生年月日	
その他	千円			災害の種類概況	
被害総額	千円			消防機関の活動状況	
				その他（避難の勧告・指示の状況）	

注1 被害額は省略できるものとする。

注2 119番通報の件数は10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

災害報告様式第1号補助表1

公立文教施設被害

市町村名（ ）

学校名	位置	被害程度	被害金額 千円	備考
計				

注 「位置」欄は、市町村の字名を記入する。

災害報告様式第1号補助表2

農 林 水 産 業 施 設 被 害

市町村名 ()

被 害 施 設 名	位 置	被 害 程 度	被害金額	備 考
			千円	
計				

- 注 1. この表は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設について記入する。
2. 「被害施設名」の欄は、農地かんがい排水施設、農道、林道、漁港等の名称を記入する。

災害報告様式第1号補助表3

公共土木施設被害

市町村名 ()

管理者 (市町村)	被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備考
				千円	
計					

- 注 1. この表は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設について記入する。
 2. 「管理者」の欄は、施設を管理する国、県、市町村の団体名ごとに記入する。
 3. 「被害施設名」の欄は、路線名、河川名、港湾名、橋りょう名、砂防設備等を記入する。

災害報告様式第1号補助表4

その他の公共施設被害

市町村名（ ）

管理者 (市町村)	被害施設名	位置	被害程度	被害金額 千円	備考
計					

災害報告様式第1号補助表5

農 産 被 害

1. 農作物被害

市町村名 ()

農作物等名	総栽培面積	被害面積	被害減収量	単 価	被害金額	備 考
	ha	ha	t	円	千円	
計						

2. 施設被害

被 害 施 設 名	被害数量	被 害 程 度	被害金額	備 考
			千円	

注1. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えばビニールハウス等を記入する。

災害報告様式第1号補助表6

林 産 被 害

1. 林産物等被害

市町村名 ()

林産物等名	被害数量	被害金額	備 考
		千円	

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害金額	備 考
		千円	

- 注 1. 「林産物等名」の欄は、木材、薪炭、しいたけ、竹、苗木等林産物名を記入する。
2. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば天然林、人工林、苗畑等を記入する。

災害報告様式第1号補助表7

畜 産 被 害

1. 家畜等

市町村名 ()

家 畜 等	被 害 数 量	単 価	被 害 金 額	備 考
			千円	
計				

2. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

注 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば畜舎等を記入する。

災害報告様式第1号補助表8

水 産 被 害

1. 漁船被害

市町村名 ()

規 模	隻 数	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
トン			千円	

2. 漁具被害水産物等被害

種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
トン		千円	

3. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
トン			千円	

- 注 1. 漁船被害の「被害程度」の欄は、滅失、大破、中破、小破等を記入する。
2. 施設被害の「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば養殖施設等を記入する。

災害報告様式第1号補助表9

商 工 被 害

市町村名 ()

被 害 種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	
計			

注 「被害種類」の欄は、店舗、工業原材料、商品、機械器具等を記入する。

災害報告様式第2号

市町村名 ()

災害名									
区分		発生年月日							
人的被害	死者	人							
	行方不明者	人							
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
	一部破損	棟							
		世帯							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
床下浸水	棟								
	世帯								
	人								
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
その他	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	文教施設	箇所							
	病院	箇所							
	道路	箇所							
	橋りょう	箇所							
	河川	箇所							
	港湾	箇所							
	砂防	箇所							
	清掃施設	箇所							
	屋根ずれ	箇所							
	鉄道不通	箇所							
	被害船舶	隻							
	水道	戸							
電話	回線								
電気	戸								
ガス	戸								
ブロック塀等	箇所								
火災発生	建物	件							
	危険物	件							
	その他	件							
り災世帯数	世帯								
り災者数	人								
公立文教施設	千円								
農林水産業施設	千円								
公共土木施設	千円								
その他の公共施設	千円								
その他の被害	農産被害	千円							
	林産被害	千円							
	畜産被害	千円							
	水産被害	千円							
	商工被害	千円							
その他の被害	千円								
被害総額	千円								
災害対策本部	設置	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分		
	解散	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分		
災害救助法適用		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
消防職員出動延人数	人								
消防団員出動延人数	人								

災害即報様式第1号の記入要領

災害の概況	発生場所 発生日時	当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。	
	災害種別概況	風水害	降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
		地震	地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
		火山噴火	噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
	その他これらに類する災害の概況		
被害の状況	当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。		
応急対策の状況	当該災害に対して、市町村（消防機関をふくむ。）及び都道府県が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。		

災害即報様式第2号の記入要領

各 被 害 欄	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。 なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、ピーク時の断水戸数、通信不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。	
災 害 対 策 本 部 設 置 の 状 況	本部設置の有無及び設置の場合においては設置及び廃止の日時を報告するものとする。	
避 難 の 状 況	避難の勧告又は指示をした者、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の勧告指示をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする。	
応 援 要 請	応援を要求した市町村、人員、作業内容の概要、期間その他必要な事項について報告するものとする。	
応 急 措 置 の 概 要	消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする。	
救 急 活 動 の 概 要	被災者に対する救助活動について概要を報告するものとする。	
備 考 欄	災害の発生場所	被害を生じた市町村名又は地域名
	災害の発生日時	被害を生じた日時又は期間
	災 害 の 種 類 概 況	台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過
	消 防 機 関 の 活 動 状 況	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況

5-5 自衛隊派遣・撤収要請依頼書

○災害派遣要請書様式

第 号 年 月 日
陸上自衛隊第15旅団長 様
沖縄県知事
自衛隊の災害派遣要請について（依頼）
自衛隊法第83条の規定により、下記のとおり災害派遣を要請します。
記
1 災害の状況及び派遣を要請する事由
(1) 災害の状況
(2) 派遣を要請する事由
2 派遣を希望する期間
年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間
3 派遣を希望する区域及び活動内容
(1) 活動希望区域
(2) 活動内容
4 その他参考となるべき事項

○災害派遣撤収要請書様式

第 号 年 月 日
陸上自衛隊第15旅団長 様
沖縄県知事
自衛隊の災害派遣部隊の撤収について
自衛隊法第83条の規定により要請した派遣部隊について、下記のとおり撤収を要請します。
記
1 撤収要請日時 年 月 日 時 分
2 派遣された部隊
3 派遣人員及び従事作業の内容
4 その他参考となるべき事項

○災害派遣要請要求書様式

第 年	月	号 日
沖縄県知事	様	
		市町村長
自衛隊の災害派遣要請について		
災害対策基本法第68条の2の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。		
記		
1 災害の状況及び派遣を要請する事由		
(1) 災害の状況		
(2) 派遣を要請する事由		
2 派遣を希望する期間		
年 月 日 (時 分) から災害応急対策の実施が終了するまでの間		
3 派遣を希望する区域及び活動内容		
(1) 活動希望区域		
(2) 活動内容		
4 その他参考となるべき事項		

○災害派遣撤収要請要求書様式

	第	号
	年	月
		日
沖縄県知事	様	
		市町村長
自衛隊の災害派遣部隊の撤収について		
年	月	日
付け	号	により要求した自衛隊の災害派遣要請につい
て、下記のとおり撤収要請を依頼します。		
記		
1	撤収要請日時	
	年	月
	日	時
		分
2	派遣された部隊	
3	派遣人員及び従事作業の内容	
4	その他参考となるべき事項	

○災害派遣（急患空輸）要請書

派遣要請者		沖縄県知事		要請時刻		月 日 :			
空輸区間		～ 那覇・石垣 空港							
患者	氏名 (※)			性別	男・女	年齢			
				生年月日	M・T・S・H	.	.		
	病名								
	症状	意識	出血		至急入院の必要性		至急手術の必要性		
		有・無	有・無		有・無		有・無		
		伝染性感染症	有・無・不明						
梅毒、B肝、C肝、HIV、その他 ()									
その他 (特異事項)									
付添者等	氏名 (※)		年齢	続柄	氏名 (※)		年齢 続柄		
	1				2				
医師	氏名 (※)			所属病院		添乗場所		連絡先	
						那覇・離島			
	不添乗 の場合	判断医師の氏名 (※)		所属病院		理由			
看護師等	氏名 (※)		役職		所属病院		添乗場所		連絡先
			看護師、 助産師 救急救命士 その他 ()				那覇・ 離島		

※ 氏名については、カタカナで記載

記録欄

添乗医師 の移動	手段	・タクシー（会社名： 、番号 ・その他（ ）		到着予定時刻	：	
医 療 器 具	名 称		差出機関	バッテリ の必要性	大きさ（縦×横×幅） （※2）	重量（kg）
	レギュレーター	要・不要	飛行隊・本島病院・離島病院			
	ベッドサイドモニター	要・不要	飛行隊・本島病院・離島病院			
	半自動除細動器	要・不要	飛行隊・本島病院・離島病院			
	シリンジポンプ	要・不要	飛行隊・本島病院・離島病院			
その他（ ）	要・不要	飛行隊・本島病院・離島病院				
酸素ボンベ	（要・不要）【 本使用】		現地気象	風速： m	天候：	視界： km
航空機運航上考慮する事項						
派遣要請者	沖縄県		機 種	× 機（ 号機）		
要請日時	年 月 日 時 分	派遣日時	年 月 日 時 分			
決裁日時	年 月 日 時 分	終了日時	年 月 日 時 分			
市町村名（市町村長名）						
現地診療所 （搬送元病院）			要 請 自治体等			
担 当 （又は医師等）			担 当			
先 連 絡	TEL		先 連 絡	TEL		
	FAX			FAX		
患者住所						
添乗者住所						
要請時刻			航空機運航時刻			
離島医師の搬送 決定時刻	時 分	フライトプラ ン受領時刻	時 分			
離島医師から本島医 師への依頼時刻	時 分	那覇離陸	時 分			
離島医師が自治体等 に依頼した時刻	時 分	現地着陸	時 分			
飛行隊への通報時刻	時 分	現地離陸	時 分			
自治体等から県への FAX要請時刻	時 分	那覇着陸	時 分			
県から自衛隊への FAX要請時刻	時 分	救急車の手配	時 分（担 当：			
搬送先病院			病院収容時刻	時 分		

5-6 避難者名簿

避難所名		開設期間			年 月 日 時から		備考
					年 月 日 時まで		
番号	住 所	氏 名	年齢	性別	収容日時	退所日時	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
計		名	(内 65歳以上	名、	乳幼児	名)	

5-7 避難者カード

住 所：				避難所名：		
氏 名	続柄	性別	年齢	収 容 日	退所日	備考

5-8 り災者名簿

市町村名 _____

被害の 程度	住 所	世帯主氏名	家族数	左のうち		備 考
				小学校	中学校	

(注) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民票に記載されている者で、り災しなかったもの又は住民票に記載されていない者に対しては、その細を備考欄に記入のこと。

被害の程度別に、小計を付して合計すること。

5-9 リ災者台帳

り災証明 発行年月日	世帯主名又は事業主名 り災場所	り災の状況 (原因・人的・物的被害の状況等)
第 号	氏名	原因：1. 風水害 2. 地震・津波 3. その他 () 4. 不明
	西原町	人的被害：1. 死亡 () 2. 行方不明 () 3. 重症 () 4. 軽傷 ()
住宅地図頁	り災年月日	建物被害：種類：1. 住家 2. 事務所 3. 事業所 4. 倉庫 5. 工場 6. その他 () 被害：1. 全壊(焼) 2. 流出 3. 半壊(焼) 4. 床上浸水 5. 床下浸水 6. 一部損壊
P	調査実施年月日 調査担当者	
第 号	氏名	原因：1. 風水害 2. 地震・津波 3. その他 () 4. 不明
	西原町	人的被害：1. 死亡 () 2. 行方不明 () 3. 重症 () 4. 軽傷 ()
住宅地図頁	り災年月日	建物被害：種類：1. 住家 2. 事務所 3. 事業所 4. 倉庫 5. 工場 6. その他 () 被害：1. 全壊(焼) 2. 流出 3. 半壊(焼) 4. 床上浸水 5. 床下浸水 6. 一部損壊
P	調査実施年月日 調査担当者	
第 号	氏名	原因：1. 風水害 2. 地震・津波 3. その他 () 4. 不明
	西原町	人的被害：1. 死亡 () 2. 行方不明 () 3. 重症 () 4. 軽傷 ()
住宅地図頁	り災年月日	建物被害：種類：1. 住家 2. 事務所 3. 事業所 4. 倉庫 5. 工場 6. その他 () 被害：1. 全壊(焼) 2. 流出 3. 半壊(焼) 4. 床上浸水 5. 床下浸水 6. 一部損壊
P	調査実施年月日 調査担当者	

(第2様式)

第 号 平成 年 月 日		り 災 証 明 書	
世帯主住所	西原町	丁目番 号 番地	
氏 名	世帯人員 名		
被害状況	災害の原因	1 風水害 2 震火災 3 その他	
	り災年月日 時刻	平成 年 月 日 前 午 後 時 分 頃	
	り災場所	西原町	丁目番 号 番地
	り災程度	1 住 家	(1)全 壊(焼) (4)床上浸水 (2)流 出 (5)床下浸水 (3)半 壊(燃) (6)一部破損
	2 人 員	(1)死 亡 名 (3)重 傷 名 (2)行方不明 名 (4)軽 傷 名	
備考			
摘要	※ 証明書の使用目的その他必要な特記事項を記入すること。		
上記のとおり、り災したことを証明する。 平成 年 月 日 <p style="text-align: right;">西原町長 ㊟</p>			

(第3号様式)

<p style="margin: 0;">証 明 書</p> <p style="margin: 0;">西原町長 殿</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">役職名</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">住 所</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">氏 名</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">連絡先 ()</p> <p style="margin: 0;">下記事項を確認し相違ないことを証明します。</p>		
災 害 名		
災 害 発 生 年 月 日		
被 害 物 件	所 在 地	
	構 造	
所 有 者 又 は 世 帯 主	住 所	
	氏 名	
被 害 状 況		

- (1) この証明書は、町の調査確認がなされていない災害による被害状況の証明願いを申請する際に添付する。
- (2) この証明を行う者は自治会長、民生委員等の役職にあり、利害関係のない第三者であることを要す。

(第4号様式)

西原町長 下記事項を確認し相違ないことを証明します。		り災届出書 殿 平成 年 月 日 役職名 住 所 氏 名 連絡先 ()
災 害 名		
災 害 発 生 年 月 日		
被 害 物 件	所 在 地	
	構 造	
所有者又は 世 帯 主	住 所	
	氏 名	
被 害 状 況		
提出先及び 提出する理由	1 役所 2 税務署 3 保険会社 4 電信電話会社 (ア 固定資産減失手続 イ 減免手続 ウ 保険請求) 5 その他 () (通)	

平成 年 月 日
上記届け出があったことを別紙のとおり証明する。

課長	係長	係

(第5号様式)

第 号 平成 年 月 日		り 災 届 出 証 明 書	
住 所	西原町	丁目番 号	番地
氏 名			
被害 状 況	災害の原因	1 風水害	2 震火災 3 その他
	り災年月日 時刻	平成 年 月 日	午 前 後 時 分 頃
	り災場所	西原町 丁目 番 号 番地	
	り災状況		
備考			
摘要	※ 証明書の使用目的その他必要な特記事項を記入すること。		
上記のとおり、り災したことを証明する。 平成 年 月 日			
西原町長			印

※この証明書は、町の調査確認がなされていない災害による家屋以外の被害状況の届出について証明するものです。被害の事実について証明するものではありません。

5-11 緊急通行車両

第 号 緊急通行車両確認証明書 知 事 印 公安委員会 印		年 月 日
番号標に表示 されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う 車両にあつては、 輸送人員又は品 名)		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路		出 発 地
		目 的 地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

5-12 公用令書

(1) 従事命令、協力命令

従事第	号	公 用 令 書		
住 所				
氏 名				
災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり				
				従事
				を命ずる。
				協力
年 月 日				
				処分権者 氏名
				印
従事すべき業務				
従事すべき場所				
従事すべき期間				
出頭すべき日時				
出頭すべき場所				

(備考 用紙は日本工業規格 A5 とする。)

(2) 保管命令

管理第	号	公 用 令 書		
住 所				
氏 名				
災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。				
年 月 日				
				処分権者 氏名
				印
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

(備考 用紙は日本工業規格 A5 とする。)

6 その他

6-1 放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱

(設置)

第1条 沖縄地方非常通信協議会会則第3条第5号の規定に基づき、沖縄県内の大雨や地震等の災害時において、県又は市町村から放送事業者及び沖縄気象台への避難勧告等の情報伝達手段等を検討するため、同協議会に放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 連絡会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 県又は市町村から放送事業者及び沖縄気象台への伝達ルート及び伝達手段
- (2) 放送事業者及び沖縄気象台に提供する情報内容
- (3) 送付文書等の雛形の作成
- (4) 放送による伝達例文
- (5) 地方自治体及び放送事業者等関係者リストの作成
- (6) その他、災害時避難勧告等の伝達に必要な事項

(構成)

第3条 連絡会は、次の者をもって構成する。

- (1) 沖縄県知事公室防災危機管理課長
- (2) 沖縄県各市町村防災担当課長
- (3) NHK沖縄放送局及び別紙放送事業者担当部長相当職
- (4) 総務省沖縄総合通信事務所情報通信課長及び同所無線通信課長
- (5) 気象庁沖縄気象台業務課長及び同台通信課長

(庶務)

第4条 連絡会の庶務は、沖縄県知事公室防災危機管理課において行う。

附則

この要綱は、平成17年6月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年3月16日から施行する。